

ぐりぶークーポン発行事業運営業務 委託仕様書（案）

1 委託業務名

ぐりぶークーポン発行事業運営業務

2 履行期限

令和4年3月31日（木）

ただし、本事業は繰越を予定しており、履行期限については、議会承認が得られた場合は、令和4年11月30日（水）を予定している。

3 業務の目的

飲食サービス、茶、花き、特産品の購入に利用できる割引クーポンを発行し、県民の消費意欲の喚起を図るとともに、飲食店の第三者認証取得を促進する。

4 割引クーポンの概要

配信対象者	スマートフォンアプリLINE（ライン）公式アカウント「鹿児島県庁」を登録した者
割引額	対象となる商品・サービス2,000円以上の購入で500円を割り引く（ただし、第三者認証取得飲食店ででの利用は700円を割り引く）。
配信日	令和4年5月9日（月）配信開始（※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、配信開始を遅らせる可能性あり。）以降、隔週月曜日に配信
最終配信	令和4年8月29日（月）（利用期限令和4年9月11日（日））又はクーポン発行総額1,425,659千円に到達することが見込まれる週の月曜日のいずれか早い日
利用期間	各クーポン2週間（月曜日～翌々週の日曜日）
利用店舗	飲食店（宿泊施設の飲食部門を含む）、茶小売業、花小売業、特産品を小売する事業所
購入対象	飲食サービス、茶、花き、特産品
利用方法	①県が、LINE公式アカウント「鹿児島県庁」登録者に対して、隔週月曜日に割引クーポンを配信する。 ②利用者は、利用店舗において、対象となる商品・サービスの代金支払いの際に、代表者の氏名・電話番号を記入したクーポン利用カードを提出、店員の面前でクーポン画面を提示し、使用済みにする。 ③利用店舗は、1クーポンにつき、対象となる商品・サービス2,000円以上の代金から500円、鹿児島県飲食店第三者認証店については700円を割り引いて精算する。 ④利用店舗は、クーポン利用カードに割引を行った事実を証する書類を貼り付け、事務局に提出して割引分を請求する。 ⑤事務局は、クーポン利用カード及び証拠書類等を審査の上、利用店舗に対して割引相当額を支払う。

5 業務の内容

(1) 事務局の設置・運営

ア 本業務を実施する事務局会場を鹿児島市内に設置し、令和3年度消費意欲喚起かごしまLINEクーポン発行事業等の業務運営体制を参考に、適正な人員を確保すること。なお、事務局会場には従事者を総括する者を常時配置するとともに、人員配置に当たっては、事務量の多寡を考慮した配置計画としつつ、審査件数の急増等に対応できる体制とすること。

<参考：令和3年度消費意欲喚起かごしまLINEクーポン発行事業等の業務運営体制>

期 間	全体統括班	コールセンター班	審査班	週平均換金枚数	備 考
4/1 ~ 4/18	4人以上				
4/19~ 6/30	同上	3人以上	5人以上		4/19 利用店舗登録受付開始 6/7 クーポン配信開始
7/1 ~10/31	同上	同上	10人以上	約40,000枚	
11/1~12/31	同上	同上	35人以上	約80,000枚	11/1 第三者認証取得 飲食店の割引額引上, 利用対象に特産品追加
1/1 ~ 2/28	同上	同上	同上	約140,000枚	2/10 換金請求締切
3/1 ~ 3/31	同上				

イ 事務局の運営体制（会場の設置，業務担当者の確保含む。）を令和4年3月18日（金）までに構築すること。

ウ 事務局会場は受託者が確保し，その費用は受託者負担とすること。

エ 事務局の運営に必要な専用の電話回線を1本以上確保すること（フリーダイヤルでなくてもよい）。

オ 机・椅子・棚などの什器，電話及びインターネット回線使用料，光熱費，パソコン，複合機，シュレッダー，文書等の発送料，その他事務用品等の事務局の設置・運営に要する費用は，受託者負担とすること。

カ 事務局会場においては，オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき，新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行うこと。

キ 事務局運営においては，十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること。

ク 本業務専用の口座を開設し，委託料の精算手続きが完了するまで適切に管理すること。また，口座の出納状況及び残高は，適宜報告が可能な状況にしておくこと。

(2) 業務の管理・執行体制の構築

ア 全体統括班を担う人員は，コールセンター班及び審査班を含めた業務全体を統括するとともに，両班の業務を含め，県との連絡窓口を担うこと。

イ 適正かつ確実な業務執行体制を構築すること。

ウ 各業務の費用配分を適切に行うこと。

エ クーポン換金請求支払のための原資が不足することがないように，県と密に連絡をとりつつ，委託料に関する予算管理を行うこと。

オ 事業の遂行スケジュールを作成すること。

カ 本事業の実施に当たって必要となるコールセンター班のQ&A，審査班の審査マニュアルを，県と協議の上作成すること。

(3) コールセンターの運営

ア 利用者、事業者及び利用店舗からの問い合わせに対応するためのコールセンターを(1)アのとおり設置すること。なお、円滑な業務執行のため、会場は全体統括班及び審査班と同一の場所又は両班との緊密な連携が可能な場所に設置することが望ましい。

イ コールセンターの開設日及び時間帯等は次のとおりとすること。

期 間	開設日	開設時間
令和4年4月18日(月)～令和4年10月31日(月)	土日祝日を除く日	午前9時～午後5時

ウ 専用回線として、(1)ウの回線とは別に3回線を確保し（フリーダイヤルでなくてもよい）、開設する日及び時間帯には、全ての回線に対応できる人員を常時配置すること。

エ 利用者、事業者及び利用店舗からの問合せに対し、丁寧に対応すること。判断に迷うものについては、事務局内での協議や県との協議を十分図った上で回答すること。

オ コールセンターを運営できる体制（業務担当者の確保、事前研修などを含む）を令和4年4月15日（金）までに整え、開設に備え万全の体制を構築すること。

(4) 換金請求書類の受付、審査及び支払い等

ア 審査班が業務に従事する会場を(1)アのとおり設置すること。なお、円滑な業務執行のため、会場は全体統括班及びコールセンター班と同一の場所又は両班との緊密な連携が可能な場所に設置することが望ましい。

イ 利用店舗から、換金用伝票及び証拠書類を貼り付けたクーポン利用カード（以下「換金請求書類」という。）を封入した換金用封筒が事務局会場に郵送されるので、料金受取人払により受託者が送料を負担すること。

ウ 換金請求書類を次の観点で審査すること。

- ・換金用伝票に記載された枚数は、添付されたクーポン利用カードの枚数と一致するか。
- ・対象となる物・サービスの購入に充てているか。
- ・特に特産品においては、対象商品が多岐にわたるため、対象商品の購入に充てられているかを厳格に審査すること。
- ・1クーポンにつき、対象となる商品・サービス2,000円以上の代金から500円、鹿児島県飲食店第三者認証店は700円を割り引いているか。
- ・クーポン利用カードに記載された代表者氏名・電話番号や貼り付けられたレシート・領収書の内容等から、不正に請求されたものでないか。

エ 利用店舗の請求内容と事務局の審査結果に相違が生じた場合は、事務局において利用店舗と調整を行い、適切に対処すること。

オ 換金支払額として、クーポン発行総額1,425,659千円を見込むこと。

カ 換金の支払いは、振込等の履歴が確認できる手段で行うこと。

キ 換金の支払いにおける振込手数料は受託者が負担すること。

ク 換金の支払いは、利用店舗の要望に応じて、店舗毎又は事業者毎等に行うこと。

ケ 換金の審査及び支払いは、請求書が到達した後、速やかに行うこと（不備がない場合は請求日から概ね10日以内）。

コ 証拠書類を貼り付けたクーポン利用カードは、換金手続きに支障がないよう考慮しつつ、溶解処分により確実に廃棄すること。

(5) 利用店舗（2,300店舗を想定）の登録，物品の作成・送付

- ア 事業所からの利用店舗登録申込みを受け付け，審査の上，登録すること（申込みはインターネット，ファックス，郵送の全てに対応）。
- イ 次の物品を製作し，物品発送用封筒に他の全ての物品を封入の上，利用店舗に送付すること。なお，製作に当たっては，受託者が原案を作成し，県と協議の上，決定すること。

物 品	仕様・数量
利用店舗向け取扱マニュアル	カラーA4判両面刷り1部×2,300店舗
利用店舗ステッカー	カラーA4判片面刷り（塩ビ，強粘再剥離，サンカットPP）2枚×2,300店舗
のぼり旗	旗（テロンポンジ60cm×180cm，シルクスクリーン2色印刷）×2,300店舗
クーポン利用カード（700円）	モノクロA4判片面刷り100枚×1,600店舗
クーポン利用カード（500円）	モノクロA4判片面刷り100枚×700店舗
換金用伝票	2色2枚複写A6判20部×2,300店舗
換金用封筒	モノクロ角2型20枚×2,300店舗
物品発送用封筒	上記物品を封入できるもの×2,300店舗
対象特産品表示シール	カラーA4判95面シート（再剥離，35mm×12mmサイズ）5シート×200店舗

(6) ホームページの作成・管理

次の機能を持つホームページを作成・管理すること。なお，管理においては，利用店舗の追加・削除を含む掲載内容の変更に柔軟に対応すること。

- ア 市町村等別利用店舗一覧の掲載
- イ 利用店舗の業種・名称・所在市町村名・第三者認証取得の有無／字等による検索・抽出
- ウ 事業者による利用店舗登録申込み
- エ 利用店舗へのステッカー，クーポン利用カード等の電子データ提供
- オ 利用者，事業者及び利用店舗向けの情報提供（お知らせ，留意事項，Q&A等）

(7) 事業者への周知

- ア 利用店舗募集チラシ（カラーA4判両面刷り）を作成し，対象となる県内事業所（14,000事業所を想定）に長形3号の封筒で送付すること（送付先リストの電子データを県が提供する）。
- イ 利用店舗の募集に向けて，4月下旬から6月中旬にかけて，効果的な広報を次のとおり実施すること。なお，実施に当たっては，受託者が原案を作成し，県と協議の上，決定すること。

① 新聞

5段1／4の広告を5回程度，うち2回は土曜日，日曜日のいずれかに掲載すること。

(8) データ分析

- ア 割引クーポンの消費喚起効果を測定するため，利用者及び利用店舗に対してアンケート調査を行うこと。
- イ 効果測定は，分析能力を有する者が行うこと。

## 6 再委託の禁止等

- (1) 受託者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。また、委託業務の一部を他に委託する場合は、あらかじめ県に協議しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、中小企業・小規模企業の振興に関するかごしま県民条例（平成24年条例第40号）の趣旨に基づき、県内中小企業への発注に努めること。

## 7 提出する報告書類及び提出期限

報告書類	提出頻度・期限
利用店舗異同状況	週1回
換金請求・支払状況	週1回
コールセンター対応記録	週1回
店舗別支払累計表	月1回
事業報告書（冊子4部及び電子データ）	令和4年11月30日
換金用伝票	令和4年11月30日

## 8 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、鹿児島県に帰属するものとし、成果品は 事業報告書と併せて電子データを提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、受託者と県が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときには、業務の進捗状況について報告を求めることがある。
- (3) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により適切に管理すること。